

男鹿市告示第31号

男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民の自治活動の拠点となる、町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）が所有する公民館、集会所等（以下「集会施設」という。）をコミュニティ活動推進の場として維持するための増築工事及び改修工事（以下「改修等」という。）を支援し、地域社会の発展と住民福祉の向上を図ることを目的として、改修等に要する経費を補助するため、男鹿市集会施設改修等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、男鹿市内の町内会等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、集会施設の改修等に伴うもので、金額が30万円以上の工事費とし、別表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付対象となった集会施設については、当該補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して5年を経過していなければ、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会等の代表者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 工事に係る見積書、図面等
- (3) 着工前の写真
- (4) 位置図

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査、現地調査等のうえ、適当であると認められたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定に当たり、必要な条件を付することができるものとする。

(事業変更等)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、事業実施内容に変更等が生じたときは、補助金事業変更申請書(様式第4号)、変更事業計画書(様式第5号)等の必要な書類を提出し、市長の承認又は指示を受けるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助金交付決定者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ補助金事業中止（廃止）申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更交付決定等）

第9条 市長は、補助金事業変更申請書及び補助金事業中止（廃止）申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、変更を決定すべきものと認めるときは、変更交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（状況報告）

第10条 市長は、補助金交付決定者に対して補助事業の遂行状況に関して報告を受けることができるものとする。

（実績報告）

第11条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第8号）を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書等の写し
- (2) 事業内容や実施状況を確認できる写真や記録等の資料
- (3) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の結果が補助金の交付目的に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、補助金の額が決定した者（以下「補助決定者」という。）に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の確定通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付に関する請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助決定者が偽りその他不正により補助金の交付を受けたときは、その者から本補助金を返還させることができるものとする。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。